

平成26年9月1日

各 位

会社名 株式会社ディベックス
代表者名 代表取締役 本郷一則

関東財務局からの行政処分に関するお知らせ

当社は平成25年9月6日付で、平成24年1月から、同年8月までの間、不適切なファンドの募集を行った事により、関東財務局から、次のとおり行政処分を受けました。

1. 登録取消し
関東財務局長（金商）第1381号の登録を取消す。
2. 業務改善命令
 1. 顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急の把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。
 2. 顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。
 3. 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。
 4. 上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

当社は上記行政処分に基づき、業務の改善を行ってまいりました。不適切なファンド募集による顧客36名、募集金額9300万円に関し、下記のとおり改善させていただいたことを報告致します。

記

平成26年5月30日までに、顧客36名中、解約希望者13名については、全て合意解約し、返金完了致しました。残り23名の顧客には、状況説明を行ったうえ、当社私募債への移行手続きをしていただきましたことを、報告致します。

当社の知識不足、認識不足により、顧客並びに関係各位様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことを、深く反省し、今後、二度とこのような過ちを繰り返さないことを確約致します。

以上